

業務規程等改正に係る取引ルールの検討状況について

1 検討状況

- 卸売市場法改正に伴う、札幌市中央卸売市場業務規程の改正に向けて、昨年6月に卸売業者・仲卸組合・小売組合・関連事業者・開設者の代表者で構成される「法改正対応検討委員会」を立ち上げ、具体的な検討の場として水産物部・青果部それぞれに卸、仲卸、小売の部会を設置
- 各部会での協議を始めるにあたり、昨年7月より卸売業者、仲卸組合、小売組合に対して、業務規程見直しにおける開設者のスタンスやスケジュールについて説明
- 昨年9月より、主要な取引ルールである「第三者販売の禁止」「直荷引きの禁止」「商物一致の原則」の三大規制などについて協議を開始
- これまで水産29回、青果17回の各部会での協議を経て、今年9月に業務規程改正案(骨子)を作成。また、市の附属機関である開設運営協議会でも協議いただいていた。
- 現在は、業務規程改正案について市役所法制課等と協議するとともに、取引ルールの細目について検討中

2 部会での意見の概要

部	事業者	意見
水産物部	卸売業者	<ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場の公共性を業界全体で再認識する必要がある。 ・業務規程の改正は最小限にしつつも、弾力的に運用できる仕組みで市場の活性化を図る必要がある。 ・卸と仲卸の役割分担は必要と考える。 ・第三者販売の禁止や商物一致の原則により商機を逸する場面もある。 ・市場の環境変化や実情に鑑み、また市場外流通に対抗する上で、第三者販売の規制の見直しが必要と認識している。 ・第三者販売の禁止の枠組みは維持し、例外の追加を行いたい。具体的には、加工用原料の冷凍品、塩干品、特定の鮮魚について、第三者販売を行いたい。 ・直荷引きについては、特色ある商品や小ロット商品の品揃えなどが可能になり、顧客ニーズに対応する上で有用な取引と認識している。 ・商物一致の原則については、現行規制は実態に合っていない側面があり、柔軟な対応が必要である。 ・商物一致の原則の枠組みは維持し、例外の追加を行いたい。具体的には、冷凍品、塩干品、製品。また、鮮魚の大ロットで取引されるものについても商物一致の原則から除外したい。

	<p>仲卸業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌は産地市場的側面があるが、仲卸にとっては大切な消費地市場であり、ある程度の緩和も必要と考えるが、広がりを抑えた業務規程にしてほしい。 ・第三者販売について、現行の総量上限 20%が撤廃されると歯止めが利かなくなるので、現行維持を希望する。 ・第三者販売の例外の係る品目等については、しっかりした協議をしなければならない。 ・直荷引きについては、現状の枠組みを維持するべき。 ・商物一致の原則は市場繁栄の基本であるので、原則維持を求める。 ・商物一致の原則については、例外を出来るだけ広がらない様にしてほしい。 ・お互いの立場を理解し合い、今後も何か問題があれば協議を行っていききたい。
	<p>小売業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取引規制の例外は拡大解釈されることが多々ある。 ・第三者販売の加工用原料の販売枠を増やしたりすることは、規制緩和の中では仕方のないことだと思う。 ・市場に入った物の中の良い物を外部に流して、残った物を一生懸命競っているようであれば、市場の機能としては問題があるし、それが非常に怖い。 ・第三者販売の規制緩和により、市場の中に入ってくる商品が偏ったり、良い商品が入ってこなくなったりして、仲卸さんの品ぞろえの魅力が無くなり、市場としての機能が悪くなることが懸念される。 ・商物一致の原則の例外緩和により、市場に品物が入らなくなることが心配。
<p>青果部</p>	<p>卸売業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場を取り巻く環境が大きく変化中、現在の取引形態等を変化に合わせて見直していかなければ中長期的な視点に立った経営には繋がらず、後手の経営になると危惧する。 ・効率的な経営を実現するためには、仲卸と一緒に市場の機能を最大限に使っていくことが必要。 ・開設区域内で第三者販売を行うことは、仲卸の経営に影響を及ぼすことから、販売エリアでの住み分けは重要と考える。 ・第三者販売は原則禁止として、開設区域外への第三者販売については上限割合を緩和したい。 ・直荷引きについては、卸として具体的な方向性については言及しないが、取引の透明性と公平性を確保するため、手続きの遵守は重要と考える。 ・商物一致の原則については、現行の枠組みの維持を基本とするも、昨今の物流事情に鑑み、効率的な物流を目的として緩和を提案したい。

	仲卸業者	<ul style="list-style-type: none">・第三者販売について、心配なのは区域外に品物が行ってしまい、仲卸にあたらなくなること。・第三者販売で、先に仲卸がやっている売先には入らないなどの規定が必要ではないか。・第三者販売について、仲卸は卸にはかなわないからそういう場合は卸が身を引くような規定を設けるべきだ。・協議の場を設けて、そこで第三者販売の品目を協議できないか。・直荷引きについて、卸は、仲卸がなぜ直荷引きをするのか考えてほしい。卸に頼んでも集荷してくれないから直荷引きをしている。
	小売業者	<ul style="list-style-type: none">・取引の公表について、我々は数字を見ないと減っているのか増えているのか判断できないので、その辺をしっかりとやっていきたい。・我々が思っている以上に卸さん、仲卸さんは我々のことを考えてくれていると思う。・第三者販売や直荷引き、商物一致などの規制をなくすると、市場の中に荷物が入ってこなくなったり、現状より減少したりという状況になることが一番不安である。・何か問題等があった場合は、協議する場が欲しい。